

多摩中央公園改修整備・運営事業
公募設置等指針等に関する質問への回答

令和3年3月

多摩市

多摩中央公園改修整備・運営事業

公募設置等指針に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	1	1	2						用途地域	本事業区域において、高さ制限が23mとなっております。公募対象公園施設の高さ制限も23mと考えてよろしいでしょうか。	本公園は、都市計画事業の認可及び承認を受けた都市計画施設の事業地内に該当するため、都市計画法第65条の許可を得る必要があります。事業者には、公募対象公園施設の設置にあたり、当該許可のための本市都市計画課との協議を行っていただくこととなりますが、公募対象公園施設の高さについては、建設予定の中央図書館以上となることはハードルが高いと思われます。
2	5	1	4	(4)					費用負担及び役割分担	施設整備及びインフラ整備等について、公募対象公園施設と特定公園施設を一体に整備することは可能でしょうか。	可能です。なお、要求水準書p.35に記載の通り、公募対象公園施設に必要なインフラ(電気、ガス、水道等)は、特定公園施設のインフラから接続することを原則とします。 ただし、公募対象公園施設と特定公園施設を一体に整備する場合でも、原則として、要求水準書p.20に記載の通り、公募対象公園施設(インフラを含む)建設時は、事業終了後に解体・撤去が可能なものとします。なお、公募対象公園施設の譲渡に関しては、要求水準書p.36に記載の通り、事業終了間際、市と協議の上決定します。また、公募対象公園施設に係る一切の費用(施設整備、インフラ整備等を含む)は、事業者の負担とします。
3	5	第1	4						表1-2 役割 分担表	公園の花壇づくりなどについて、グリーンライブセンターの関与実績は如何でしょうか。 今後の改修整備等に伴う発展、関与等の拡大の可能性等について、ご教示賜われればありがたく存じます。	グリーンライブセンターによる公園の花壇づくりの実績はありません。 今後、連携協議会活動を通じて関与していく可能性はあります。
4	5	第1	4						表1-2 役割 分担表	公募設置指針等において、公募対象公園施設(民間収益施設)の具体的な設置箇所等について言及が殆ど見られません。設置箇所による評価があればご教示いただきたく存じます。	要求水準書添付資料 資料5(敷地区分図)に示す通り、公募対象公園施設の整備可能範囲は、事業対象区域から、パルテノン多摩、中央図書館の建築敷地内、及びレンガ坂から2mの範囲内を除いた範囲とし、設置箇所は事業者の提案によるものとします。 公募対象公園施設に係る評価は、事業者選定基準 別紙2(加点項目の審査に係る評価基準)の「評価の方向性」に沿って行います。
5	7	第1	4	(6)					スケジュール	※3「特定公園施設は、年度ごとに部分引渡しを行うことを想定している(令和4年度、令和5年度、令和6年度)。」とあるが、引き渡しエリア、数量、内容等の条件はありますか？	要求水準書p.4に記載の通り、特定公園施設に係る工事工程及び工期区分は、関連工事との整合を踏まえたうえで、事業者が提案するものとします。なお、工事計画策定にあたっては、要求水準書p.40 イ(工事計画策定にあたり留意すべき項目)に示す事項を参照してください。

多摩中央公園改修整備・運営事業

公募設置等指針に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
6	11	2	1	(6)					公募対象公園施設の使用料の額	設置管理許可使用料は最低額ではなく定額という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	11	2	1	(6)					公募対象公園施設の使用料の額	令和2年12月の個別対話の回答No.8において、「極端に提案面積が小さい場合など、減免の必要がないと判断される場合を除き、設置管理許可期間の当初5年間は、使用料を免除します。」とあります。再確認となりますが、「極端に提案面積が小さい場合は、設置許可使用料は免除されない」という認識であっておりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	11	第2	1	(6)					公募対象公園の使用料の額	「なお、設置管理許可面積には建築物の範囲以外に、有料の屋外遊戯施設や、カフェを設置した際のオープンテラスなど公募対象公園施設の利用者しか利用できない屋外部分の面積も含まれるものとし、」とありますが、公募施設利用者以外も利用できる設えならば面積にカウントされないと考えて宜しいでしょうか？	公募対象公園施設としてのご提案であれば、設置面積に含まれます。提案上限価格内における特定公園施設としてのご提案であれば、設置面積には含まれません(市が設置する特定公園施設の一部に含まれることとなります)。ただし、公募対象公園施設としてのご提案である場合も、公共性の高いスペースについては検討します。
9	11	第2	1	(6)					公募対象公園の使用料の額	「ただし、極端に提案面積が小さい場合など、減免の必要がないと判断される場合を除き、設置管理許可期間の当初5年間は、その使用料を免除する。」とありますが、極端に小さい提案面積とは、具体的に何㎡程度でしょうか？	提案内容に基づき、本市が判断します。
10	13	第2	2	(5)	ア				特定公園施設等の改修整備に要する費用	2020年10月に公表された公募設置等指針(案)の提供資料と比較した際に、特定公園施設の改修整備に要する費用が6600万円ほど減額となっているようですが、減額の根拠をご教示ください。	当初計画していた「BOOK LINE オーニング」「BOOK PARK ネットファニチャー」を改修整備の対象から削除した分の費用が減額となっています。
11	13	第2	2	(5)	ア				特定公園施設等の改修整備に要する費用	特定公園施設の監理費用は、市の特定公園施設改修整備費上限額17.45億円の中に含まれているという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

多摩中央公園改修整備・運営事業

公募設置等指針に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
12	14	第2	2	(5)	ア	(イ)	c		本市の負担額の提案方法	「ただし、応募者による提案内容が、・・・本市が提示した数量表(要求水準書提供資料3)に対し、提案内容に基づく数量が2.5割以内の減少であることを条件とする。」とありますが、数量が増加する事は認められないと考えて宜しいでしょうか？	数量の増加は認めます。
13	14	第2	2	(5)	ア	(イ)	c		本市の負担額の提案方法	VE的観点から機能性を担保しつつ、コスト削減の為に数量を減らすような提案が可能と思われる場合でも、2.5割以内の減に留めなければならないと考えて宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。 ただし、数量表の項目について、同等の機能を有するものへ変更する提案を行うことは可能とします。本市は、事業者の提案を受け、変更の可否を判断します。同等の機能を有する提案として客観的に認められなかった場合、あるいは、本市との協議が整わなかった場合は、数量表の項目に従って、2.5割以内の減少に留める条件のもと、事業を遂行してください。
14	14	第2	2	(5)	ア	(イ)	c		本市の負担額の提案方法	数量表から2.5割以内の減少を条件とするとのことですが、基本方針実現のためにその方が良く考える場合でも、工事項目自体を削除することは難しいということでしょうか？	お見込みのとおりです。ただし、公募設置等指針p.15に記載の通り、「一式」となっているものは、その設置の可否(工事項目自体の削除の可否)を、要求水準書の記載に基づき、本市が判断するものとします。
15	15	第2	2	(5)	ア	(イ)	d		d本市の負担額の決定方法	事業計画書に掲載する図面及び数量表は基本設計通りとする。 数量減などの提案は特定後の実施設計での協議とする。 このような行為は、評価委員会では減点とされるのかご教示お願い致します。	事業者選定基準p.3に記載のとおり、提案評価は加点方式としており、事業者選定基準p.4表2に記載のとおり、要求水準書と同等の提案内容は加点されません。評価に当たっては、選定委員が、事業者選定基準別紙2(加点項目の審査に係る評価基準)に示す「評価の方向性」に沿って評価(加点)を行います。 なお、応募時に提案した公募設置等計画は、公募設置等指針等に基づき、必要が生じた場合を除き、原則として変更しないものとします。また、特定公園施設の実施設計業務における事業者による設計変更は、実施協定書第46条に従う場合に限るものとします。
16	16	2	3	(1)					看板又は広告塔	営利目的と判断される掲示物は禁止とありますが、公園内における自主事業に関する掲示物の掲示は問題ないという理解でよいでしょうか。	運営業務委託又は指定管理業務の一環として行う自主提案事業(要求水準書p.54参照)については、東京都屋外広告物条例に示される基準の範囲内に限り、掲示可能です。

多摩中央公園改修整備・運営事業

公募設置等指針に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
17	17	第2	4	(1)	ア				管理運営業務期間	全面供用開始後から令和25年3月末日まで、認定計画者が指定管理者に指定されるとのことですが、その間に指定管理者の更新(非公募により引き続き認定計画者が指定管理者に指定される条件下で)を行うことは想定されますか。	全面供用開始後から令和25年3月末日までの指定期間で、指定管理基本協定を締結します。指定期間中は、指定管理基本協定に基づき、毎年度、指定管理の年度協定を締結します。
18	21	第2	4	(3)	イ	(ア)			本市の支払う委託料等の提案上限価格	特定公園施設の管理運営業務及び連携協議会業務に係る費用の総額が市の示す上限額の範囲に収まっている場合でも、一部の年度において年度ごとの上限額を超える提案は認められないでしょうか。(例えばR4年度は40,000千円を超えてしまっていたが、他の年度の提案額とバランスを取ることで全体(R3～R19)の総額は市の提示する上限額を超えない場合。)	各年度における上限額を超える提案は認められません。
19	21	第2	4	(3)	イ	(ア)			本市の支払う委託料等の提案上限価格	令和6年度の提案上限額は48,750千円(税込み)という認識でよろしいでしょうか。 ※算出方法「業務委託費(令和6年4月～12月)30,000千円」+「指定管理料(令和7年1月～3月)18,750千円」	お見込みのとおりです。
20	21	第2	4	(3)	イ	(イ)			委託料等の提案・決定方法	今回の事業計画書において、令和3年度分の費用についても月1000千円程度を上限に事業者が価格提案を行うという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	21	2	4	(3)	イ	(イ)			本市の支払う委託料等	「月1,000千円程度(税込)を上限に～」と記載がありますが、この金額は表2-6上段中央の「本市が支払う費用の上限額40,000千円/年」に含まれるのでしょうか。	公募設置等指針p.21に記載のとおり、令和3年度における費用の上限は「月1,000千円程度(税込)」、令和4年度～6年度12月頃における費用の上限は「40,000千円/年(税込)」です。

多摩中央公園改修整備・運営事業

公募設置等指針に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
22	24	第2	4	(4)	カ	(ア)	c		飲食スペースの運営業務の内容	パルテノン多摩4Fカフェスペースの営業時間の変更、もしくは、支障がないように運営することができれば柔軟に対応することは可能でしょうか。AM9～PM10の開業時間中1名以上の常駐スタッフを配置することになっており、1日常勤2名体制が必要となるが、現実問題として17時以降の利用には疑問が大きいため、営業時間の短縮または要求内容の柔軟性が欲しいと考えます。	要求水準書p.69に記載の通りの条件とします。
23	24	第2	4	(4)	カ				飲食スペースの運営業務の内容	パルテノン多摩5Fレストランと4Fカフェの運営について、別々の事業主体(協力法人または個人事業主)によって運営することは可能でしょうか。	パルテノン多摩飲食スペース4階、5階を別々の事業主体によって運営することは可能ですが、公募設置等指針p.25 hに記載の通り、当該業務を実施する者は、代表法人、構成法人、協力法人のいずれかである必要があります。なお、4階、5階を別々の事業主体が運営する場合で、令和9年4月以降に当該業務を中断・終了することとなった場合でも、4階、5階のいずれか一方のみを中断・終了することはできません。
24	25	第3	1	(1)	ア				応募者の構成	参加表明書の提出後の協力法人の変更は可能でしょうか。	協力法人の変更は可能ですが、提案時における業務対象施設の運営内容(業種及び機能等)を、事業開始時に変更することは認められません。ただし、事業期間中における社会情勢やニーズの変化に対応するための運営内容の変更は可能とします。
25	25	第3	1	(1)	ア	a			応募者の構成	応募者の構成範囲について、法人格以外も構成員と認められるか確認したいです。市民協働を促進していく以上、法人格を持たない団体や個人との連携が必須であると考え、応募時点から連携のある団体や個人については任意団体もしくは個人(大学教授等を想定)の形で協力者として、グループの形成をしたいと考えます。	公募設置等指針p.25に記載の通り、代表法人及び構成法人は、本事業を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた法人に限ります。なお、応募時に、任意団体もしくは個人との連携を提案していただくことは可能であり、本市では、積極的な提案を期待しています。
26	26	3	1	(1)	イ		a	(a)	公募対象公園施設の設置・所有を行う者	「本事業で設置する公募対象公園施設と類似した民間施設又は公共施設の開発の実績」と記載がありますが、事業期間中の実績も対象となる理解でよろしいでしょうか。また、JVでの実績でも問題ないでしょうか。加えて、今回の事業グループ以外の企業とのJVによる実績でも問題ないでしょうか。	資格審査に関する書類の提出時において、事業の契約を締結し工事着手しているものに関しては、実績の対象とします。また、JVでの実績(今回の事業グループ以外の企業とのJVを含む)でも問題ありません。

多摩中央公園改修整備・運営事業

公募設置等指針に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
27	27	第3	1	(1)	イ		e	(b)	(b)特定公園施設の改修工事を行う者	配置担当者は予定との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、資格審査に関する書類の提出後に担当予定者を変更する場合も、同様の要件を満たすことが条件となります。
28	34	第4	2	(8)					公募設置等計画等の受付	「関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成すること。」とありますが、提案時迄に必要な協議確認とは、具体的にどの程度の内容とお考えでしょうか？	自らの提案内容の実現性を確認するために必要な協議を、適宜、関係機関と行ってください。
29	37	第4	6	(6) (9)					契約の締結等	特定公園施設の管理運営業務及び連携協議会業務の委託契約又は指定管理者の指定に関して、複数企業で構成するグループが市と契約を締結することはできますか。	特定公園施設の管理運営業務及び連携協議会業務の委託契約又は指定管理者の指定の対象は、複数法人で構成する共同事業体(JV)も可能とします。ただし、いずれの場合も代表法人を定めることとします。
30	37	第4	6	(9)					(9)連携協議会運営業務に関わる業務委託契約	多摩市と連携協議会運営業務担当法人と業務委託契約を結ぶとありますが、指定管理者となる管理運営業務に含まないとの解釈で良いでしょうか。	公募設置等指針p.20(エ)に記載のとおり、連携協議会運営業務は、本市からの業務委託により実施するものとしますが、本公園の全面供用開始以降は、本公園の指定管理業務の中に組み入れて実施することを想定しています。

多摩中央公園改修整備・運営事業

要求水準書に関する質問への回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1											特定公園施設の改修整備工事において、設計から施工までの円滑な業務遂行のために係る費用を、費目として計上する必要があると認識していますが、特定公園施設の改修整備(実施設計を除く)に要する費用の中に、このような費目を立ててもよいでしょうか。	「設計から施工までの円滑な業務遂行のために係る費用」は、特定公園施設の改修整備(実施設計を除く)に要する費用のうち、工事監理費または改修整備費の中で調整してください。
2		2	第1	3	(3)					本市の財政負担額の削減	「公募対象公園施設の収益等を特定公園施設の整備費に充当することを条件とする「社会資本整備総合交付金(官民連携型賑わい拠点創出事業)」を活用することを予定しており、」とありますが、公募対象公園施設を活用する事業の収益に限定せず、公募対象公園施設に依らない自主事業の収益や、パルテノン多摩飲食スペースの収益なども、特定公園施設の整備費に充当してよいと考えて宜しいでしょうか。	特定公園施設の整備費に充当することができるものは、公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等からの充当額に限ります。
3		26	第3	2	(2)	ア	(キ)			その他	パルテノン多摩資材置き場(大きなビニールテント)の撤去と撤去後スペースの有効利用提案してもよいでしょうか。該当テント倉庫はパルテノン多摩の資材置き場として使われているという説明でしたが、公園の景観を非常に悪くしている上、公園管理上も利便性の高い位置にあるため、テント内資材は別な場所(現図書館等)に移設し、撤去後スペースを有効活用(公園管理で使用する道具を保管・展示することを想定)したいと考えます。	提案することは可能です。ただし、実施に当たっては、事前に本市およびパルテノン多摩指定管理者と協議の上、適切な移転場所や時期等を含め、合意を得た内容といたします。 この場合、当該移転及び撤去後スペースの有効利用は、事業者の自主運営事業として、事業者の独立採算により実施してください。 なお、現在の位置から移設せず、公園内イベントなどの連携協議会の活動においてパルテノン多摩と共同利用を行う等も提案可能です。
4		30	第3				(I)	c	(g)	子どもの遊び場	森の遊び場を整備した場合、「プレーパーク」の導入も考えられると思います。プレイパークの運営協力組織・体制(プレイリーダーなど)の現状と今後の見通しについてご教示いただくと幸いです。	現状プレーパークはございませんので、市内でプレーパークを行っている団体の育成等、運営も考えた事業者提案を望みます。
5		47	6	1	(4)					業務実施体制	維持管理業務全体を総括する総括責任者、維持管理に係る業務区分ごとの業務責任者及び業務担当者を配置とありますが、これらは兼任可能でしょうか。	総括責任者、業務責任者、業務担当者を兼任することは不可とします。ただし、1名が、複数の業務区分の業務責任者、または、業務担当者を兼任することは可能です。

多摩中央公園改修整備・運営事業

要求水準書に関する質問への回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
6		49	6	1	(8)	エ			(c)	緊急時の対応	業務計画外とはどのようなものを想定されていますでしょうか。	維持管理業務計画書に記載する常駐時間、巡回、点検日等の計画の範囲外を想定しています。
7		62	6	4	(5)	ア			(b)	パークセンターの設置・管理運営	パークセンターのみとして使用されていないと判断される部分については、3,600円/㎡・年の設置許可使用料が発生するという理解でよいでしょうか	お見込みのとおりです。
8		62	6	4	(5)	ア			(b)	パークセンターの設置・管理運営	公募対象公園施設の一部として～と記載がありますが、運営に関する人件費は指定管理業務として含めてよい(独立採算ではない)という理解でよいでしょうか	お見込みのとおりです。
9		63	第6	4	(5)	ア			(c)	パークセンターの設置・管理運営	「本市が市民活動の場として使用する予定である100㎡程度」とありますが、シティーサロンスペース内の使用する位置や使用の用途、人員の配置の有無など想定されているものがあればご教示ください。	シティーサロンスペース内で本市が使用する市民活動の場について、その位置や人員の配置の有無等、現時点で市側での想定はありません。要求水準書p.62、63に記載のとおり、市民活動の場としての利用上、支障がないと考えられる位置に一定規模(共用部を含め、100㎡程度)を確保したうえで、パークセンターの位置・管理運営についてご提案ください。
10		65	第6				8	イ		旧富澤家住宅を利用した自主提案事業	旧富澤家住宅の建物について、室内で抹茶サービス提供を始め飲食サービスの継続的な提供は可能でしょうか？厨房設備等の確保を含む可能性と課題等のご教示をお願い致します。	飲食サービスの継続的な提供や厨房設備等の新規整備については、建築指導事務所、消防署等との調整がついた場合、実施可能です。

多摩中央公園改修整備・運営事業

要求水準書に関する質問への回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
11		68	第8	1	(2)					パルテノン多摩飲食スペース運営管理	<p>・パルテノン多摩の飲食スペース(4Fカフェ、5Fレストラン)内に、飲食機能以外の、例えば子どもの遊戯スペース等を併せて設けることは可能でしょうか？またその評価は如何ですか？</p> <p>・パルテノン多摩の飲食スペースの、パルテノン多摩の開設以来の入居者(業態・店名)及び、営業成績の推移等について、把握できる範囲で(傾向だけでも)ご教示いただきたく存じます。</p>	<p>1点目について、要求水準書p.69、70に記載の通り、飲食機能を核として、その他の機能を複合させる内容を提案することは可能です。評価については、事業者選定基準 別紙2(加点項目の審査に係る評価基準)の「評価の方向性」に示すとおりです。</p> <p>2点目について、閉館前は株式会社サニーワークスが運営しており、5階のレストランは「ベジブルキッチン トレーノ・ノッテ」、4階のカフェは「カフェ トレーノ・ノッテ」として運営されておりました。営業成績については、市で把握している内容ではないのでお答えできかねます。</p>
12		75	9	2	(1)	ア				設立準備会に係る各種引継ぎ	<p>設立準備会に参加することとありますが、会の開催頻度はどの程度を想定されていますでしょうか。</p>	<p>要求水準書添付資料 資料20(連絡協議会に係る参考資料)表2に記載のとおり、令和3年9月と10月の2回を想定しています(あくまでも現時点での予定であり、変更する可能性があります)。</p>
13	8				(2)					撤去更新図	<p>防災トイレ予定地の横に使われていない様子の機械がありますが、なんのための機械でしょうか。使われていないのであれば撤去することになるのか確認したいです。</p>	<p>既設の水循環システムとなりますので、要求水準書p.23に記載のとおり更新となります。</p>
14	11									グリーンライブセンター改修概要資料	<p>改修にあたる実施設計や工事積算のため、公募設置等計画の提出までの期間中に、グリーンライブセンター内部の実測を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>簡易的な実測としてスチールテープ等での検尺であれば日程を調整いたしますので実測は可能です。</p>
15	12									パルテノン多摩4階・5階	<p>パルテノン多摩の飲食事業のため、応募期間中に、施設内の見学や実測は可能でしょうか。</p>	<p>現在は改修中のため4階は解体によりスケルトン状態であり設置予定のカフェカウンター等は未設置の状態、5階は現場事務所として利用しておりますので基本的に図面を参考に検討いただくこととなります。大規模改修工事中のため、個別での見学等は出来かねますので、市で現地見学日を設定する等を検討いたします。</p>

多摩中央公園改修整備・運営事業

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	本編	別記様式番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	本編		3	7			実施協定の不調の場合における処理	市の責めに帰する事由により実施協定が不調となった場合、事業者は市に対し準備に要した費用を請求できるのでしょうか。(例えば、政治判断により事業が中止された場合)指針41ページの別表2「事業の中止・延期」の市の本市の責任による中止・延期に該当するのでしょうか。	本市の政策判断により事業が中止された場合は、本市の責任による中止・延期に該当するため、損害賠償請求は可能です。ただし、議会の否決により事業が中止された場合は、いずれの責任に帰さないものとし、双方が本事業の準備のために要した費用等を相手方に請求することはできないものとします。

多摩中央公園改修整備・運営事業

様式集(資格審査に関する書類等)に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○		2	資格審査に関する提出書類	納税証明書の提出が求められていますが、具体的な税目と何年度分必要かをご提示願います。	公募設置等指針p.29 hに記載の項目に該当しないことを証明できるよう、直近2年分の、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類のご提出をお願い致します。
2		1-2		指定管理者指定申請書	指定管理者指定申請書についても参加表明書の提出と同時(4/19~4/23)に提出するのでしょうか。	参加表明書の受付期間は令和3年4月19日(月)~令和3年4月23日(金)ですが、公募設置等指針p.33(8)に記載の通り、指定管理者指定申請書を含む「資格審査に関する提出書類」の受付期間は、令和3年5月24日(月)~令和3年5月28日(金)です。
3		1-2		指定管理者指定申請書	指定管理者の申請にあたって、単独法人ではなく、複数法人から成るグループでの申請は可能でしょうか。	指定管理者の指定の対象は複数法人で構成する共同事業体(JV)も可能とします。ただし、代表法人を定めることとします。
4		1-2		指定管理者指定申請書	「2添付書類」として(1)~(5)までの書類が記されていますが、こちらについて様式はございますか。 また、こちらについても参加表明書の提出と同時(4/19~4/23)に提出するのでしょうか。	添付書類の指定様式はございません。 また、公募設置等指針p.33(8)に記載の通り、資格審査に関する提出書類の受付期間は、令和3年5月24日(月)~令和3年5月28日(金)です。

多摩中央公園改修整備・運営事業

様式集(提案審査に関する書類等)に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○		1	(2)①応募書類	様式A-1及びA-2の提出に関して、提出時の形態(ファイル等)の指定はありますか。	特にございません。
2		B-2~B-3		(1)実施方針	工事工程及び工事区分の提案には、中央図書館新築工事の進捗状況を知ることが肝要なため、今後の工程及び想定される仮設計画もご教授下さい。	お示しできる段階になりましたら周知させていただきたいと思います。
3		D-5-2		改修工事内訳書	こちらの記載方法ですが、数量を記入すればよろしいでしょうか。また、備考欄に記載する必要がある項目があればご指示ください。	数量を記入する必要はございません。注記に記載の通り、要求水準書 提供資料3(数量表)と対応し、項目の加除が分かるよう、追加したものは赤字で記載し、削除するものは網掛けをしてください。 また、備考欄には、追加または削除した意図や、具体的な仕様の想定等を記載することを想定しています。
4		D-5-2		改修工事内訳書	最終ページに「※要求水準書 添付資料3(数量表)と対応し、…」とありますが、提供資料3(CD貸与)でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 「※要求水準書 提供資料3(数量表)と対応し、…」としてください。
5		D-5-2		改修工事内訳書	2020年10月に公表された公募設置等指針(案)の提供資料3-1「数量表1」及び3-2「数量表2」と比較した際に、下記4項目が削除されていますが、間違いありませんでしょうか。 ・喫煙ブース ・喫煙所サイン ・BOOK LINE オーニング ・BOOK PARK ネットファニチャー オーニングとネットファニチャーについては基本設計説明資料においても仕様書から外す旨の記載が見受けられましたが、喫煙所については見つけられなかったため念のために確認させていただきます。	間違いありません。

多摩中央公園改修整備・運営事業

様式集(提案審査に関する書類等)に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
6		H-1		維持管理業務全般	<p>・様式H-1には、「維持管理業務全般」について、A4版1枚以内で提案とありますが、本文にある提案審査に関する提案書類の構成2/3には、維持管理計画でA4版4ページ以内との記載があります。</p> <p>・「維持管理業務全般」についてA4版1枚以内というのは、この4ページに含まれるということでしょうか？</p>	<p><提案審査に関する提案書類の構成2/3>に記載のとおり、維持管理計画でA4版4枚以内としてください。 様式H-1の本文を修正します。</p>
7		I-1		運営業務全般	<p>・様式I-1には、「運営業務全般」について、A4版2枚以内で提案とありますが、本文にある提案審査に関する提案書類の構成2/3には、運営計画でA4版6ページ以内との記載があります。</p> <p>・「運営業務全般」についてA4版2枚以内というのは、この6ページに含まれるということでしょうか？</p>	<p><提案審査に関する提案書類の構成2/3>に記載のとおり、運営計画でA4版6枚以内としてください。 様式I-1の本文を修正します。</p>
8		K-1、 K-2		CMAの活動目標に対する提案等	<p>・様式K-1には、「CMAの活動目標に対する提案」について、A4版3枚以内、様式K-2には、「事務局運営体制(事業者によるCMA推進業務の実施体制)」について、A4版1枚以内で提案とありますが、本文にある提案審査に関する提案書類の構成2/3には、(6)連絡協議会運営業務に関する事項の枚数制限はA4版5枚以内と読み取れます。</p> <p>・「CMAの活動目標に対する提案」についてA4版3枚以内、様式K-2には、「事務局運営体制(事務局によるCMA推進業務の実施体制)」についてA4版1枚以内は、この5ページに含まれるということでしょうか？ ※CMAは連絡協議会と理解します。</p>	<p><提案審査に関する提案書類の構成2/3>に記載のとおり、「①STEP3の連絡協議会に係る考え方の提案」及び「②STEP2の連絡協議会に係る提案」でA4版5枚以内としてください。 様式K-2は削除し、様式K-1の文章を修正します。</p>
9		L-1～L-16		(7)計画図面等提出書類	<p>基本設計を尊重した計画を考えています。その場合、基本設計図で示された図面と同じになる場合が想定されます。その場合の評価は、提案がないとの理由で評価が下がりますでしょうか。</p>	<p>事業者選定基準 別紙2(加点項目の審査に係る評価基準)に示す「評価の方向性」に沿って評価を行います。本市では、基本設計を上回る提案を期待しています。</p>